

国自安第108号の2
国自旅第232号の2
令和6年10月31日

各地方運輸局

自動車交通部長 殿
自動車技術安全部長 殿
関東・近畿自動車監査指導部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局

安全政策課長
旅客課長

タクシー事業者の運転者等による違法行為防止の徹底について

標記について、別紙のとおり一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会あて
通知したので了知するとともに、貴局においても関係団体へ通知されたい。

国自安第108号
国自旅第232号
令和6年10月31日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
安全政策課長
旅客課長

タクシー事業者の運転者等による違法行為防止の徹底について

令和6年10月29日に、東京都のタクシー事業者の運転者が昏酔強盗の容疑で逮捕されたとの報道がありました。

事件は現在、警察の捜査が進められておりますが、公共交通として輸送の安全を確保し、利用者の利益を保護することが社会的使命であるタクシー事業の信頼を大きく失墜させる、決してあってはならない悪質なものであり、誠に遺憾です。

つきましては、タクシー運転者等に対し、職務中の違法行為が社会に与える影響の大きさを理解させ、今後タクシー事業の信頼を失墜させる事象が発生しないよう、貴傘下会員に対して周知徹底をよろしくお願いいたします。